

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

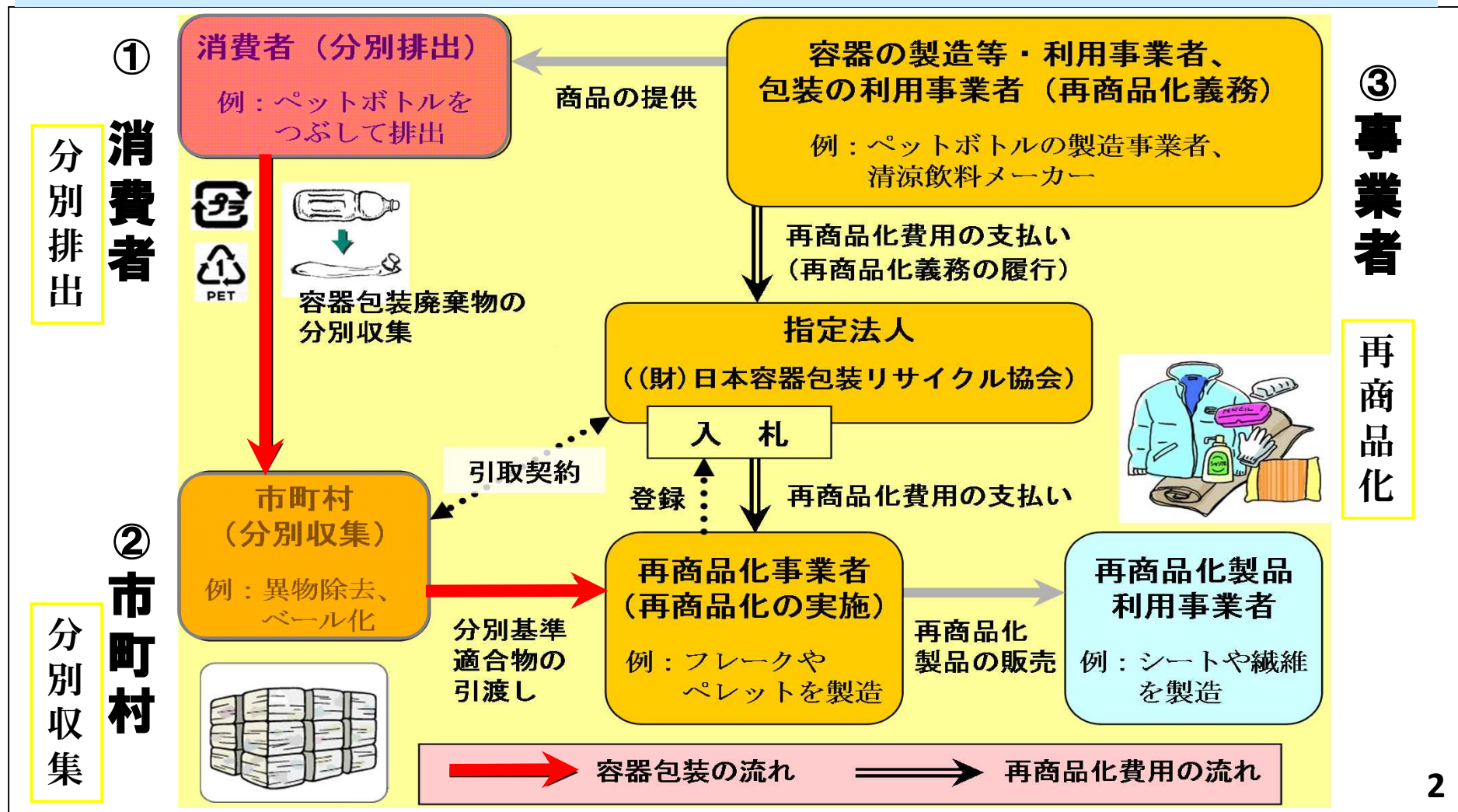
参考資料1

分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）	
	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等
国の役割	○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定 ○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定	
廃棄物処理に係る主な規制	市町村長 - 市町村 処理責任 - 一般廃棄物処理計画の策定 - 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない - 処理基準の遵守 - 委託基準の遵守 排出事業者 処理責任 - 産業廃棄物を自ら処理しなければならない - 保管基準、処理基準の遵守 - 委託基準の遵守 - 管理票の交付・保存義務	
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収・立入検査 - 改善命令・措置命令 一般廃棄物処理業者 - 処理基準の遵守 - 再委託の禁止	
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収・立入検査 - 改善命令 一般廃棄物処理施設設置者 - 維持管理基準の遵守 - 維持管理積立金の積立義務	
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収・立入検査 - 改善命令 - 措置命令 - 管理票に係る勧告 産業廃棄物処理業者 - 処理基準の遵守 - 再委託の原則禁止 - 管理票の回付・送付義務 - 優良事業者の認定	
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収・立入検査 - 改善命令 - 定期検査 産業廃棄物処理施設設置者 - 維持管理基準の遵守 - 維持管理積立金を積立義務	
国の特例・認定	○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃肉骨粉をセメント原料として利用 ○無害化認定制度 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。 ○熱回収施設設置者 熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設の設置者を都道府県知事が認定。 認定制度 ○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃パソコン ・廃二輪自動車 ・廃消火器 ○優良認定制度 優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定。	
罰則	○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科 ○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科 ※ 法人の場合3億円以下の罰金刑	

容器包装リサイクル法

(平成7年6月公布、平成9年4月施行)

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の①分別排出、②分別収集、③リサイクル（再商品化）を行う制度を構築。



容器包装リサイクル制度の評価・検討結果の概要

評価・検討結果のポイント

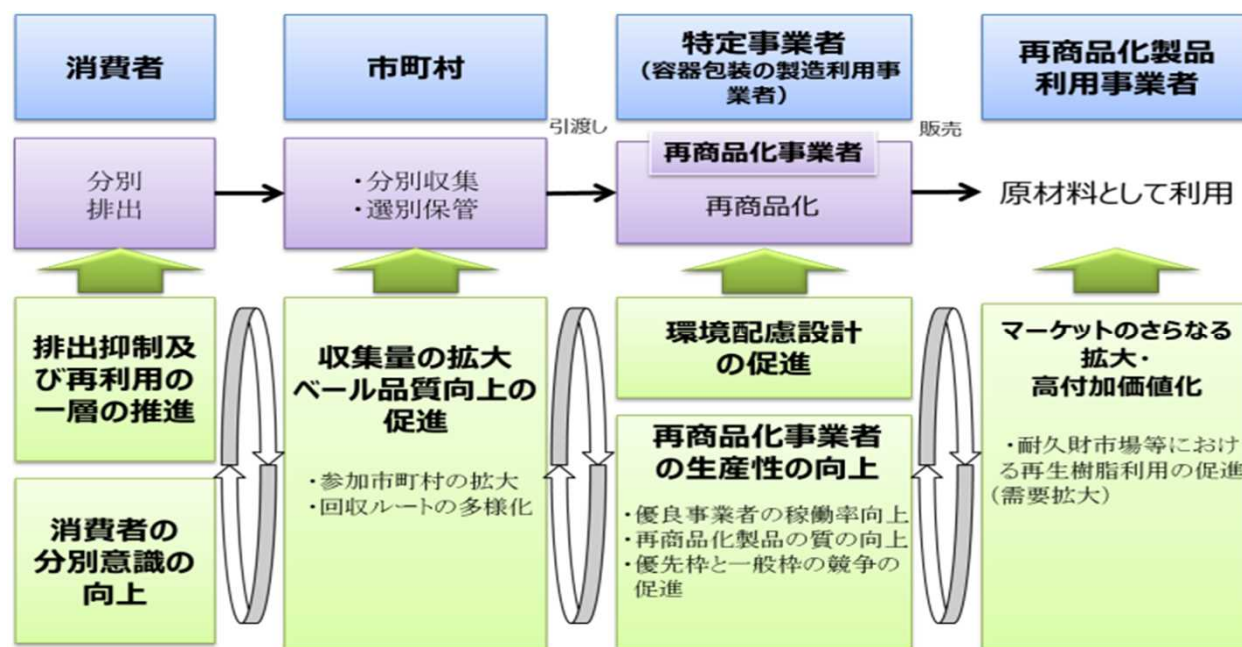
(平成28年5月末頃取りまとめ予定)

分別収集 選別保管

- 国全体の目標の設定に向けたマテリアルフローの精緻化
- 収集量拡大に向けて店頭回収による収集ルートが多様化や選別一体化
- 自治体や事業者の役割・費用分担(合理化拠出金等)の継続検討

再商品化

- 優良なりサイクル事業者がよりポテンシャルを伸ばせるよう、材料リサイクルの50%優先枠を維持した上で、
 - ➔ 優先枠(材料リサイクル)の総合的評価制度の見直しによる再生材の質の向上、再生樹脂の規格化・標準化
 - ➔ 一般枠(ケミカルリサイクル事業者の寡占状態)に希望する材料リサイクル事業者の参加による競争促進



容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向

食品リサイクル法の概要



（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正法施行後の内容〕）

○趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

○主務大臣による基本方針の策定

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

【我が国全体での業種別の再生利用等実施率目標（目標年次 平成31年度）】（※平成27年7月策定）

食品製造業（95%） 食品卸売業（70%） 食品小売業（55%） 外食産業（50%）

○関係者の責務

食品関連事業者（製造、流通、外食等）

消費者等

国・地方公共団体

発生抑制、減量、再生利用等

発生抑制、再生利用製品の使用

再生利用の促進、施策実施

○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）



環境負荷の低減及び資源の有効利用の促進

今後の食品リサイクル制度のあり方についての概要①



(平成25年3月から平成27年3月にかけて制度見直し)

◆ 発生抑制の推進施策のあり方

○発生抑制の目標値

- ・設定された26業種については達成に向け取組を推進。新たに5業種の目標値を追加。

食品リサイクル法の下で規定されている発生抑制の目標値(告示)を改正し、目標値を追加

- ・目標値が設定されていない業種についても、可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討。

○官民あげた食品ロス削減の取組

- ・食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携してフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

- ・製造工程・輸送工程でのロス削減、賞味期限の延長
- ・小売における食品廃棄物等の継続的な計量
- ・外食におけるドギーバッグの導入
- ・食品関連事業者等によるフードバンクの積極的活用
- ・消費者の過度な鮮度意識の改善
- ・商慣習見直しに向けた取組の支援
- ・関係省庁、自治体、関係団体が連携した普及啓発



- ・食品ロス削減による環境負荷低減効果の試算。
- ・食品ロス発生状況の把握・取組効果の「見える化」を通じた国民に対する働きかける。

今後の食品リサイクル制度のあり方についての概要②



◆ 再生利用の促進施策のあり方

○再生利用手法の優先順位

①飼料化、②肥料化(メタン化の消化液の肥料利用を含む)、③メタン化等の飼料化・肥料化以外の再生利用の順に推進。

○食品リサイクル制度における再生利用手法

・ペットフード化等について新たに位置付け。

食品関連事業者のリデュース・リサイクルの判断基準(省令)を改正し、位置付け

○登録再生利用事業者制度

・登録要件の強化、指導・監督の強化。

食品リサイクル法の下での登録要件(省令)を改正し、要件を追加

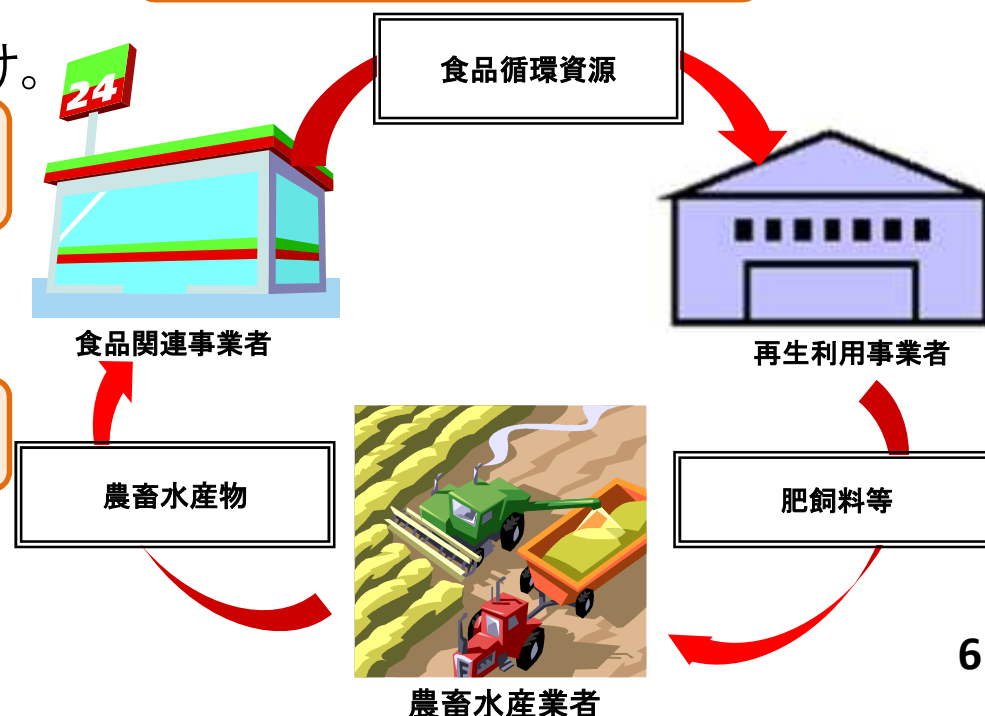
○リサイクルループ認定制度

・マッチング等によりループ形成促進。

○食品関連事業者からの定期報告

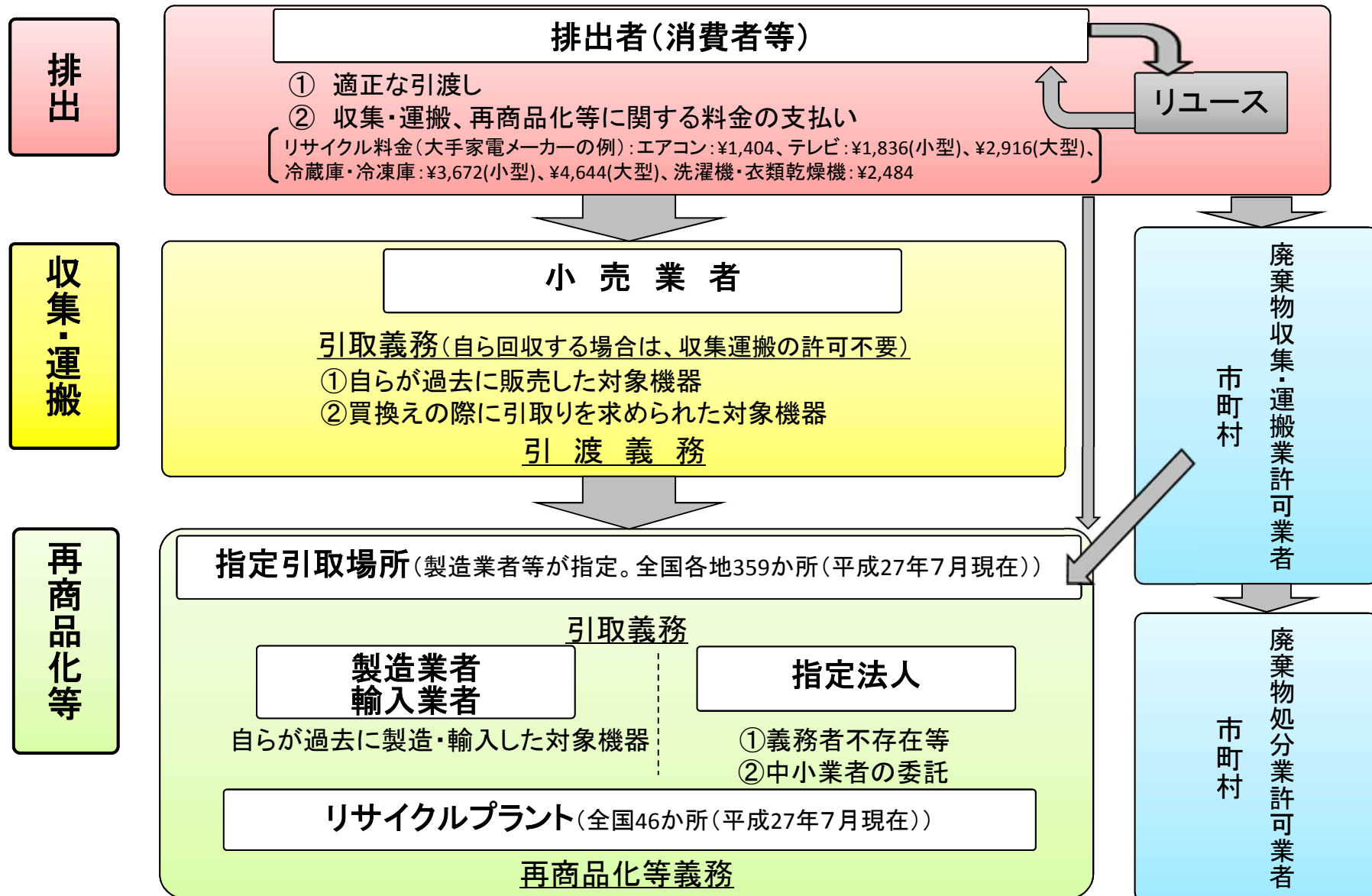
・食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。

定期報告様式(省令)を改正



家電リサイクル法の概要

(平成10年6月公布、平成13年4月完全施行)



家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について①

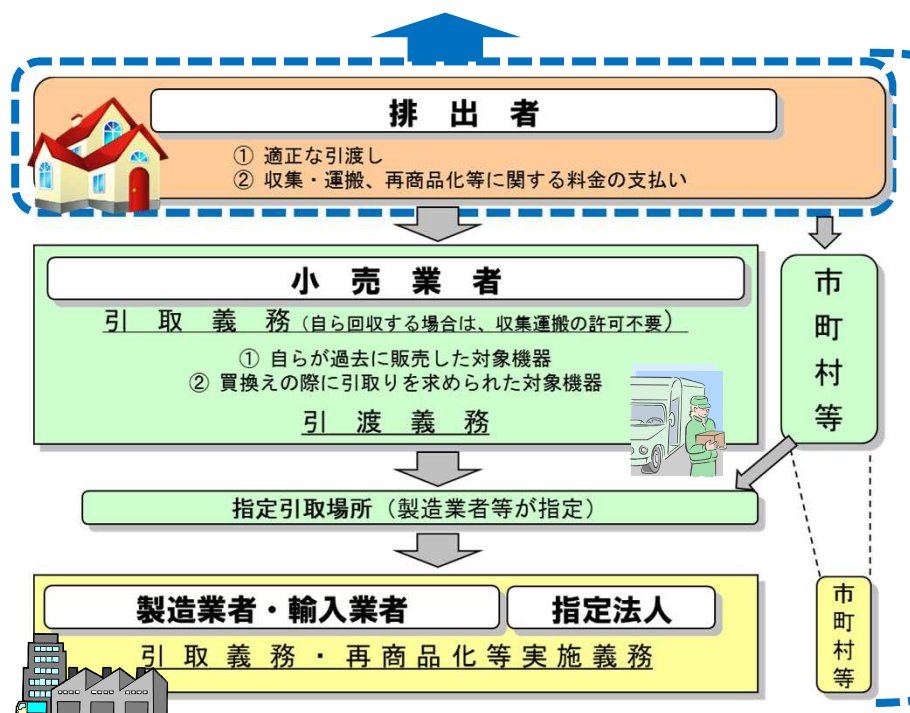
～中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書概要～

これまでの家電リサイクル制度の成果を損なうことなく、課題・論点に対応し、更なる改善等を通じてよりよいリサイクル制度を構築していくため、以下の具体的な施策が提言されたところ。

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善

- 社会全体で回収を促進していくための廃家電の回収率目標の設定と目標達成のための各主体の取組の点検
- 国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等による連携した消費者への普及啓発の実施
- 家電メーカーからの報告徴収の細分化を通じたリサイクル料金の透明化及び適正化
- リサイクル料金の透明化を通じたリサイクル料金の低減化
- 小売業者に引取義務がない廃家電4品目について、市町村による回収体制の構築を通じた消費者の排出利便性の向上（そのための国によるガイドラインの策定）

等



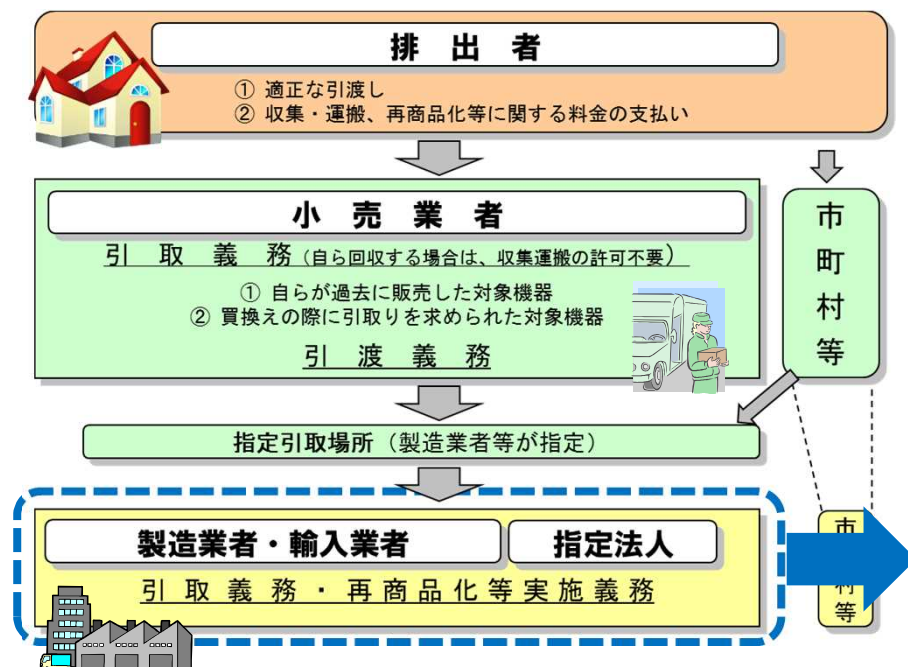
2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の確保

- 国による違法な廃棄物回収業者等の対策事例集の提供等を通じた、自治体の不適正処理への取締支援
- 国・市町村が中心となり、関係主体が協力した家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知広報の実施
- 国による不適正処理対策の好事例の提供を通じた市町村の取組支援
- 家電メーカーによる市町村への不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の継続及び手続の簡素化や内容改善
- 国による小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
- 国による廃棄物処分業者による処理状況等の透明性の向上

等 8

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について②

～中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書概要～



3. 家電リサイクルの一層の高度化

- 国によるリサイクルの質を担保するための家電メーカー向けガイドラインの策定
- 実態に即した水準への再商品化率の引上げ
- 家電メーカーによる高度なリサイクルの取組の推進を基本方針に位置づけ
- 製造業者等による有害物質の適正処理状況の積極的な情報発信、有害物質の使用量の低減

等

4. 対象品目について

- 市町村における処理状況、小型家電リサイクル法の施行状況等を把握し、引き続き対象品目の追加について検討

5. リサイクル費用の回収方式について

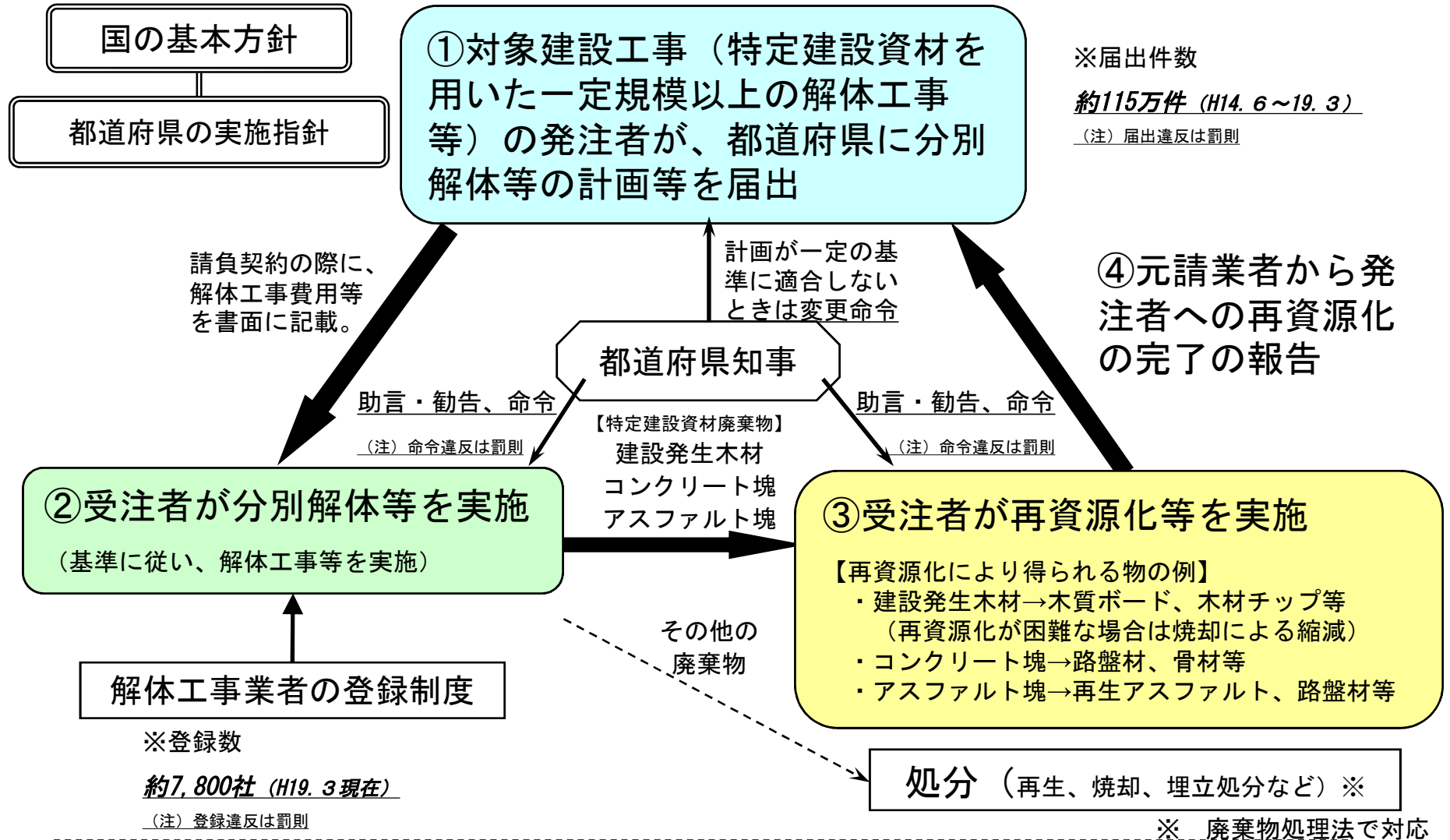
- 国において引き続き諸外国の情報収集に努め、購入時負担方式にした場合の論点・課題について検討

【終わりに】

- 少なくとも毎年1回家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況をフォローアップ
- 今回の検討から5年を目途に、制度検討を再度行うことが適当

建設リサイクル法

(平成12年5月公布、平成14年5月完全施行)



※建設リサイクル法は、平成14年5月に施行されたが、法の附則において、施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。平成19年11月より、国土交通省とともに、建設廃棄物の再資源化の促進等に関して見直しのための検討を行っているところ。

自動車リサイクル制度の評価・検討結果について （平成26年8月から平成27年9月にかけて制度見直し）

前回の見直しから5年経過したことを受けて、平成26年8月から中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において制度の評価・点検を実施。平成27年9月に報告書をとりとまとめ、同年10月に環境大臣に意見具申。

報告書案にて示された主な課題と具体的取組

現状と課題

- 発生したシュレッターダストの再資源化は進んだが発生量は横ばい。シュレッターダストの発生量を低減させるインセンティブが不十分であり、解体・破碎段階におけるリユースの拡大・リサイクルの質の向上が必要
- 電気自動車等の次世代自動車の増加や新素材への対応や、国際的動向も背景に資源効率性の高い自動車（環境配慮設計・再生材の活用）の開発・普及の加速化が必要
- 新たな不法投棄の発生を抑制し、大規模災害・事故時等の非常時にも円滑な対応が可能となる制度の強靱性の強化が必要
- ユーザーに対するリサイクル料金の透明性・受容性の向上、自動車リサイクル制度に係る社会的コストの低減が必要

あるべき姿として、使用済自動車の発生抑制、持続的・自律的なリユース・リサイクルの推進、不法投棄の未然防止が図られたシステムを目指す

自動車リサイクル制度の方向性と主な具体的取組

① 自動車における3Rの推進・質の向上

（再生材の需要と供給の拡大）

- 再生資源の活用について、国と関係主体が連携して、制度・品目の枠を越えた視点で需要面・供給面双方からの課題解決方法を検討
- 再生資源等が多く使用され、環境性能の高い自動車（エコプレミアムカー）のリサイクル料金割引制度を検討

（リデュース・リユースの推進）

- リユース部品の利用について、国と関係主体が連携して、メリットの検証・ユーザーへの情報発信を実施し、リユース部品を活用した修理・整備を推進

（リデュース・リユースの推進）

- リユース部品の利用促進に向けて、部品の規格化・モデル事業を実施
- 水銀条約やPOPs条約等の国際的な規制やリサイクルへの影響も考慮しながら、引き続き有害物質対策を推進

（リサイクルの質の向上）

- シュレッターダスト発生量をはじめとして、自動車全体の3R推進・質の向上に関する目標・指標を幅広く検討
- 解体・破碎業者が連携した「全部再資源化手法」の運用改善等、リサイクルプロセス最適化を推進

（環境配慮設計の推進とその活用）

- ユーザーに対する効果的な情報発信等について検討し、環境配慮設計の進んだ自動車の選択を促す措置を実施。例えば、容易にリユース・リサイクル可能な部品や素材を用いた自動車についてリサイクル料金に反映していくことを検討

② より安定的かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展

（引取業のあり方）

- 引取業者は、ユーザーへの十分な情報発信を通じ、使用済自動車の取引価値の向上、不法投棄の未然防止を推進

（不法投棄・不適正処理への対応の強化）

- ヤードにおける不適正処理や不法投棄の事案の現況・発生要因等に関する状況分析を進め、関係者の連携を促進しつつ、ガイドライン等の整備により自治体対応を強化
- 講習制度等を活用し、解体業者等の能力の向上を進め、質の高いリサイクルを行う優良事業者の差異化を検討

（自動車リサイクル全体の社会的コストの低減）

- メーカーによるリサイクル費用の内訳の公表をルール化し、国によるリサイクル料金の継続的な評価・モニタリングを実施
- メーカーのリサイクル料金収支の黒字について、技術開発支援等を通じユーザーに還元

③ 自動車リサイクルの変化への対応と国際展開

（自動車リサイクル制度の強靱性の向上）

- 大規模災害時におけるセーフティネット機能の構築や、再資源化施設の事故時など非常時の対応に関する課題共有を進め、実際に災害や事故が発生した際の体制を整備

（自動車リサイクルの国際展開）

- 自動車リサイクルに関する学術・研究面での交流等を通じた3R国際協力や、高い技能を持つ事業者の海外進出支援や国際資源循環の取組を推進

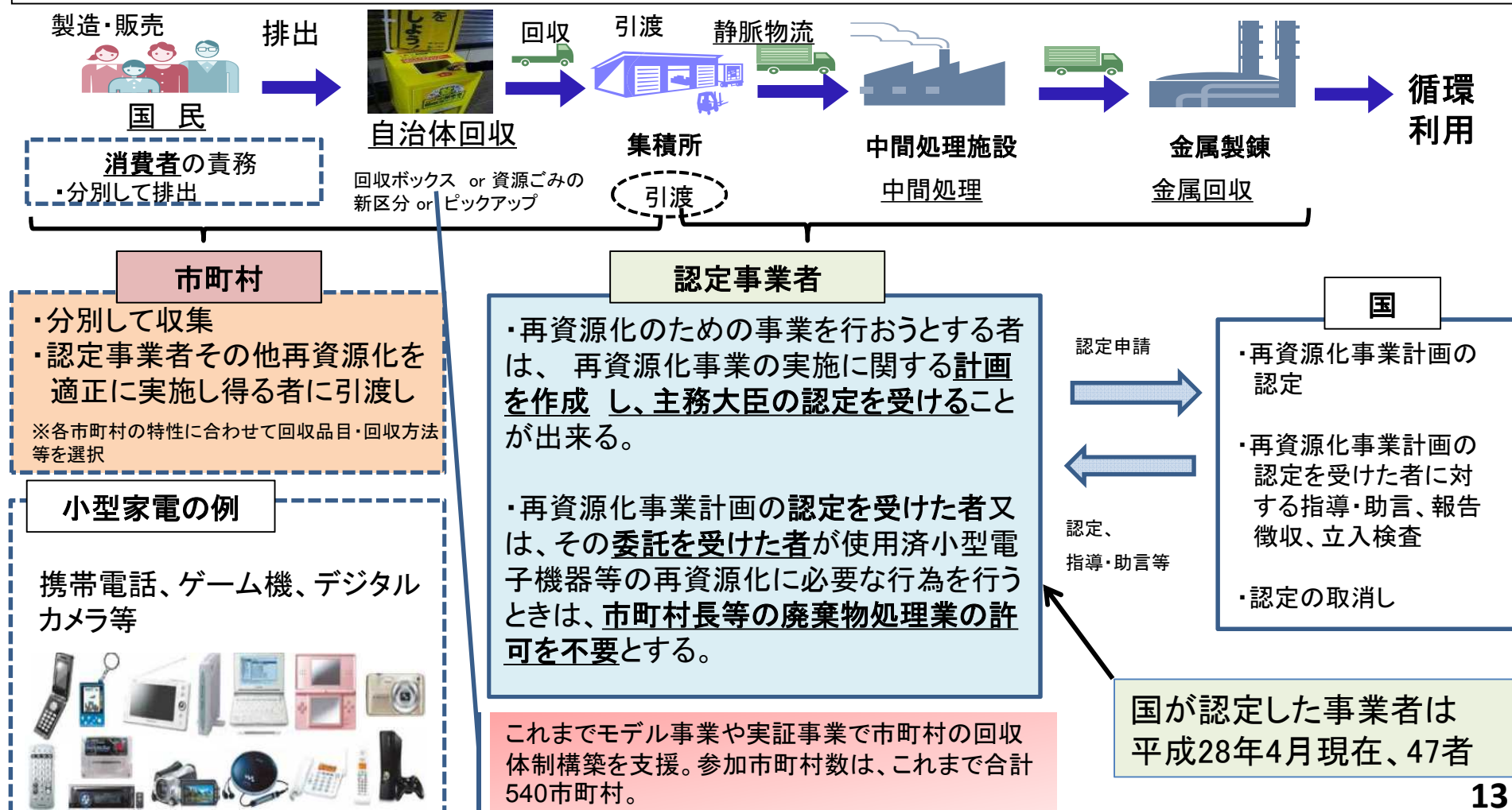
（次世代自動車に関する課題への対応）

- リチウムイオン電池、炭素繊維強化プラスチック等のリサイクル技術開発やリサイクル状況の把握、セーフティネット整備を推進

小型家電リサイクル法

(平成25年4月本格施行)

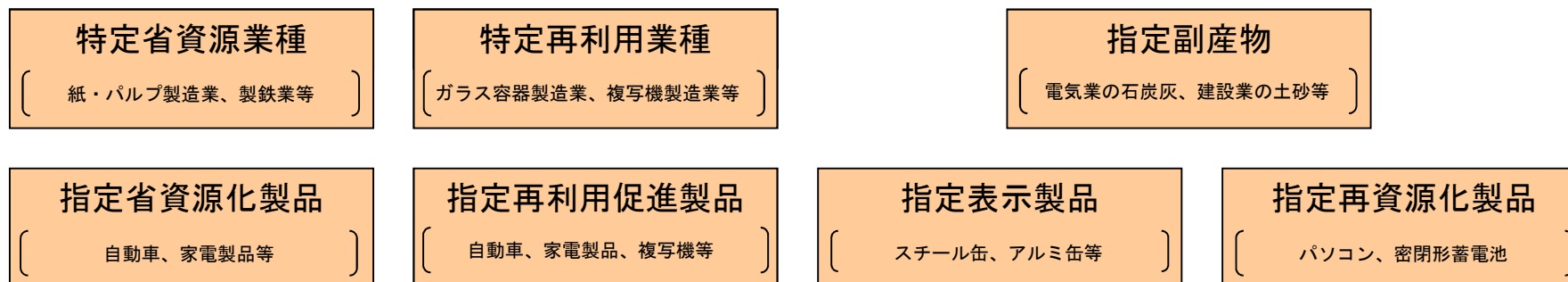
- ・使用済みの小型家電には有用金属が多く含まれることから「都市鉱山」とも言われているが、市町村が廃棄物として処理するには十分な資源回収がなされていない。
- ・使用済小型家電は、その資源性から関係者が工夫をすることで採算性を確保しつつ再資源化することが可能。小型家電リサイクル法では、市町村が地域の実情に応じた回収を行い、事業者が広域的・効率的な収集をすることにより、使用済小型家電のリサイクルを促進している。



資源有効利用促進法の概要

(平成12年6月全面改正、平成13年4月施行)

以下の特定業種・指定製品毎に、3R対策の取組の内容を「判断基準」として主務大臣が定め、事業者はその遵守を義務付けている。



＜指定再資源化製品の例＞

○パソコン

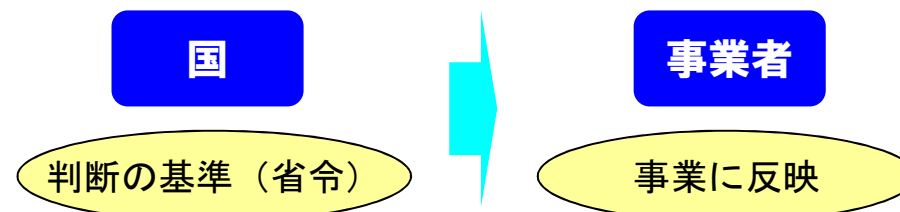
- ・デスクトップパソコン
- ・ノートブックパソコン
- ・ブラウン管式表示装置
- ・液晶式表示装置

○密閉形蓄電池

- ・密閉形鉛蓄電池
- ・密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池
- ・密閉形ニッケル・水素蓄電池
- ・リチウム蓄電池

○再資源化実績（平成18年度）

デスクトップパソコン：76.0%
ノートブックパソコン：54.7%
ブラウン管式表示装置：75.8%
液晶式表示装置：68.9%



＜指定再資源化製品の場合＞

自主回収、再資源化の目標等に関し「判断の基準」を示す。

「判断の基準」を勘案しつつ、自社の製品を回収、再資源化する。

※平成20年3月までに資源有効利用促進法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、平成19年1月より産業構造審議会において、見直しのための検討が行われ、平成20年1月に報告書がまとめられている。

廃棄物等の輸出入に関する国内法制度の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を
規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- ・ 輸出: OECD非加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- ・ 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃棄物処理法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の輸出入を規制

【廃棄物処理法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- ・ 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

バーゼル法の概要①

目的	バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に資する（法第1条）		
対象物	特定有害廃棄物等の定義 ○条約附属書Ⅳの処分作業目的に輸出入される物で、次のいずれかに該当するもの（法第2条第1項第1号） ・条約附属書Ⅰに掲げる物で、かつ条約附属書Ⅲに掲げる有害性を有するもの（イ号） 法第2条第1項第1号イに規定する物（規制対象物告示）：別表第一で原則規制対象外となる物、別表第二で規制対象となる可能性が高い物、別表第三・第四で約1600の有害物質の裾切り値等の有害性評価方法（含有・溶出試験等）を規定。 ・条約附属書Ⅱに掲げる物（ロ号） ・条約第三条の規定により条約事務局から通報された他の締約国への輸入が規制されたもので、有害廃棄物等で環境省令（※これまで未制定）で定めるもの（ハ号）等 ○条約第11条の<u>多数国間等協定に基づく規制対象物</u>（法第2条第1項第2号） OECD決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（OECD省令（環境省令））： OECD決定に基づき、電子部品スクラップ、石炭灰等を法の適用除外にするとともに、一部物品を法の適用対象に追加		
基本的事項	経済産業大臣・環境大臣によりバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施のための基本的事項の公表（法第3条） ・特定有害廃棄物等の輸出入・運搬・処分に伴い生じるおそれのある生活環境等に係る被害を防止するための施策実施に関する事項 ・特定有害廃棄物等の輸出入、運搬又は処分を行う事業者が事業を適正に行うために配慮しなければならない事項 ・特定有害廃棄物等の発生抑制・適正処分を確保するために国民が配慮しなければならない事項 ・その他特定有害廃棄物等の輸出入・運搬・処分が適正に行われることを確保するために重要な事項 基本的事項（告示） ○<u>輸出入の最小化</u>：国による特定有害廃棄物等の発生抑制、国内での有効利用・適正リサイクル・処分の推進等の努力 ○<u>環境保全上適正な輸出入</u>：OECD加盟国／非加盟国、輸出／輸入の別毎に掲示 → <u>外為法の承認基準で準用</u> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 1220 1153 1565"> ・OECD非加盟国／輸出 - 輸出国でリサイクル原料として必要とされている - 輸入国・通過国（関係国）から書面の同意がある - 環境保全上適正な運搬・処分に係る輸出者・処分者間の契約が締結されている旨の確認が輸入国から得られている - 我が国の環境保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬・処分されることが確実 - 輸出者・運搬者・処分者が経理的基礎を有する 等 </td><td data-bbox="1153 1220 2222 1565"> ・OECD非加盟国／輸入 - 輸出者・処分者間の環境保全に係る契約締結、事前通告を受領 等 ・OECD加盟国／輸出 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、関係国の書面同意受領 等 ・OECD加盟国／輸入 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、事前通告を受領 等 </td></tr> </table>	・OECD非加盟国／輸出 - 輸出国でリサイクル原料として必要とされている - 輸入国・通過国（関係国）から書面の同意がある - 環境保全上適正な運搬・処分に係る輸出者・処分者間の契約が締結されている旨の確認が輸入国から得られている - 我が国の環境保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬・処分されることが確実 - 輸出者・運搬者・処分者が経理的基礎を有する 等	・OECD非加盟国／輸入 - 輸出者・処分者間の環境保全に係る契約締結、事前通告を受領 等 ・OECD加盟国／輸出 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、関係国の書面同意受領 等 ・OECD加盟国／輸入 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、事前通告を受領 等
・OECD非加盟国／輸出 - 輸出国でリサイクル原料として必要とされている - 輸入国・通過国（関係国）から書面の同意がある - 環境保全上適正な運搬・処分に係る輸出者・処分者間の契約が締結されている旨の確認が輸入国から得られている - 我が国の環境保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬・処分されることが確実 - 輸出者・運搬者・処分者が経理的基礎を有する 等	・OECD非加盟国／輸入 - 輸出者・処分者間の環境保全に係る契約締結、事前通告を受領 等 ・OECD加盟国／輸出 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、関係国の書面同意受領 等 ・OECD加盟国／輸入 - 関係事業者間（運搬者含む）による契約締結、事前通告を受領 等		

バーゼル法の概要②

経済産業大臣の輸出承認（外為法に基づく）

環境大臣の確認（法第4条2項、第3項、第4項）

- ・ 特定有害廃棄物等の処分に伴い生じるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止のために特に必要がある地域を仕向地とする輸出について、環境大臣は当該処分について必要な環境汚染防止措置が講じられているか確認する
- ・ 経済産業大臣は、環境大臣の確認結果の通知を受けた後でなければ、輸出承認してはならない

○法第4条第2項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（仕向地省令（経済産業省・環境省令））

- ・ OECD加盟国にリサイクル目的で輸出する以外の輸出（※）を、環境大臣の確認が必要となる輸出と指定

※OECD決定が適用されない輸出

○外為法の審査基準（通達）

※基本的事項告示に掲げられた環境上適正な輸出入と認められる要件に準じて、審査基準を制定

経済産業大臣の輸入承認（外為法に基づく）

環境大臣の意見等（法第8条第2項）

- ・ 環境大臣は、環境汚染防止上の必要があると認められるときは、経済産業大臣の承認に際し、説明要求・意見陳述できる

○外為法の審査基準（通達）

※基本的事項告示に掲げられた環境上適正な輸出入と認められる要件に準じて、審査基準を制定

輸出入承認

移動書類による管理

輸出移動書類に従った運搬、書類の携帯義務

- ・ 実際に特定有害廃棄物等を輸出する際には、輸出者は経済産業大臣から輸出移動書類の交付を受ける必要
- ・ 輸出許可（関税法に基づく）以降、書類の携帯義務あり。運搬は、書類の内容（輸出承認と整合）に従う必要。
※輸出先の処分者には我が国法令が適用されないため、輸入の場合と異なり、処分者に係る義務はない

輸入移動書類に従った運搬・処分、書類の携帯義務等

- ・ 実際に特定有害廃棄物等を輸入・処分する際には、輸入者は経済産業大臣から輸出移動書類の交付を受け、運搬者・処分者は移動書類の内容に従った運搬・処分が必要
- ・ 運搬者・処分者は、移動書類の携帯義務あり（譲渡時に書類は次の取扱者に引き渡される）
- ・ 処分者等は、特定有害廃棄物等の処分を行ったときの届出及び処分が完了したときの通知を経済産業大臣・環境大臣に行う

罰則等

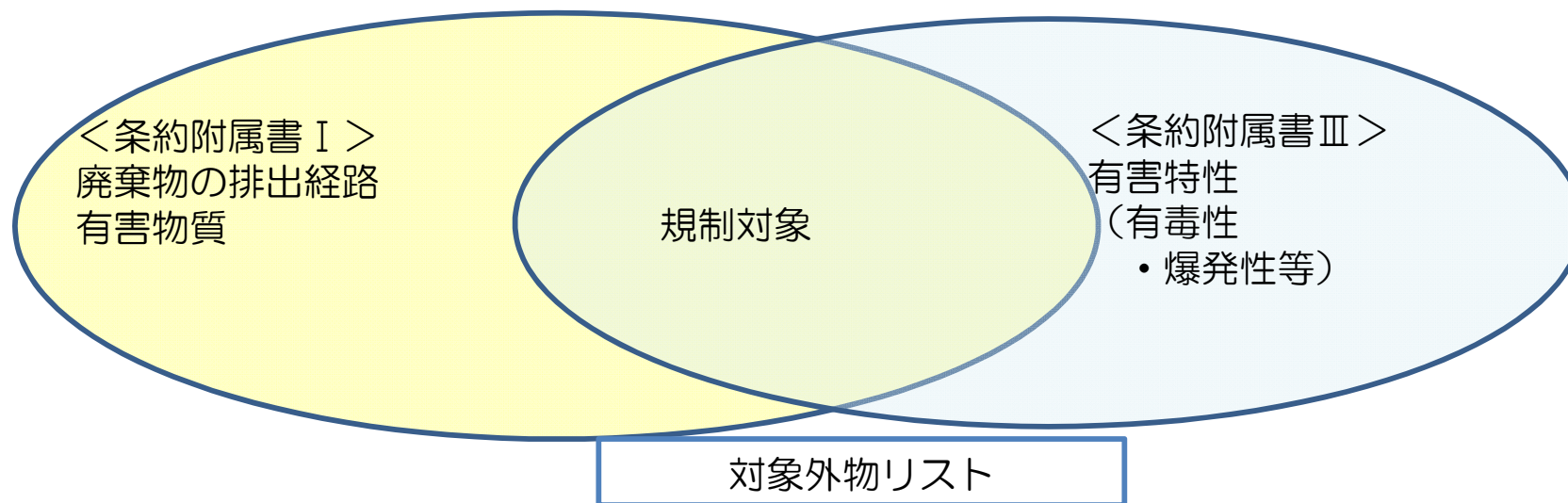
- 報告徴収 特定有害廃棄物等を輸出入した者、その運搬を行った者、処分者（※輸入のみ）等に必要な報告を求ることができる。
- 立入検査 上記の者の事業所等に立ち入り、検査することができる。
- 措置命令 輸出入された特定有害廃棄物等が適正に運搬・処分されず、生活環境等に係る被害を防止するために特に必要と認められる場合に命令できる。
- 罰 則 移動書類に従った運搬・処分を行わなかった者、措置命令違反者は罰せられる。（未承認輸出入は外為法で罰する）17

廃掃法の輸出入関係規定の概要

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る（法第1条）	
対象物	廃棄物の定義 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の 汚物又は不要物 であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）（法第2条第1項） 環境省産業廃棄物課長通知：廃棄物への該当性は、①物の性状、②排出の状況、③通常の手扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断	
原則	・ 国内で発生した廃棄物は、なるべく国内において適正に処理（法第2条の2第1項） ・ 国外で発生した廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入を抑制（同第2項）	
廃棄物の輸出入に係る主な規制	環境大臣の輸出確認 審査基準 （法第10条（一般廃棄物）、法第15条の4の7（産業廃棄物）） ①・国内における当該廃棄物の処理に関する 設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難 である廃棄物の輸出であること 又は ・当該廃棄物が輸出の相手国において 再生利用されることが確実であること ② 国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること ③申請者が法的な処理責任を持った者であること （一般廃棄物：市町村または排出事業者、 産業廃棄物：排出事業者または都道府県、市町村） 施行規則（環境省令）：①申請書類、確認の有効期間等の確認に係る細目、②環境省本省と地方環境事務所の委任権限を規定 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知：法に定めた審査基準の解釈、運用等について規定	環境大臣の輸入許可 審査基準 （法第15条の4の5（産業廃棄物）） ①輸入される廃棄物が国内における当該廃棄物の処理に関する 設備及び技術に照らし、適正に処理 されること ② 申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること ※申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物を国内で処分することにつき相当の理由があること 施行規則（同左）：①申請書類、確認の有効期間等の許可に係る細目、②環境省本省と地方環境事務所の委任権限を規定 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知：法に定めた審査基準の解釈、運用等について規定
	〇報告徴収 廃棄物又はその疑い物を輸出入した者又はしようとした者に必要な報告を求めることができる。 〇立入検査 上記の者等の事業所等に立ち入り、検査することができる。 〇措置命令 輸入廃棄物が処理基準に適合しない処理等を受け、生活環境保全上の支障が生じる等と認められる場合に命令できる。 〇罰則 環境大臣の確認・許可を得ない輸出入は罰せられる。無確認輸出については、未遂罪・予備罪あり。	

(参考) バーゼル法第2条第1項第1号による規制対象物

バーゼル条約附属書Ⅳ（処分作業又はリサイクル作業）が目的とされているもの



告示（規制対象物告示）で規定

規制対象物＜条約附属書Ⅷ＞
鉛蓄電池、めっき汚泥、
廃石綿、シュレッダーダスト等
（PCB以外は裾切値の規定なし）

規制対象外＜条約附属書Ⅸ＞
鉄くず、貴金属のくず、固形プラスチックくず、
紙くず、繊維くず、ゴムくず等

- 有害特性の評価については、規制対象物告示で規定。
- バーゼル条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる物以外には、条約附属書Ⅱに掲げる物及び輸出先の国内法令により有害であると定義され又は認められた物（省令で指定）を、特定有害廃棄物等の対象としている。